

第九十六回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第九号

昭和五十七年四月二日(金曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 羽田野忠文君

理事 太田 誠一君

理事 高島 修君

理事 稲葉 誠一君

理事 沖本 泰幸君

理事 上村千一郎君

理事 大西 正男君

理事 木村武千代君

理事 北村 義和君

理事 佐野 嘉吉君

理事 下平 正一君

理事 鍛冶 清君

理事 林 百郎君

出席政府委員

法務大臣 坂田 道太君

法務大臣官房長 寛 榮一君

法務省民事局長 中島 一郎君

法務省刑事局長 前田 宏君

委員外の出席者

最高裁判所事務 小野 幹雄君

総局刑事局長 藤岡 晋君

法務委員会調査 室長

委員の異動

四月二日

辞任

井出 太郎君

今枝 敬雄君

白川 勝彦君

同日

辞任

小澤 潔君

補欠選任

北川 石松君

北村 義和君

小澤 潔君

白川 勝彦君

補欠選任

白川 勝彦君

北川 石松君 井出 太郎君
北村 義和君 今枝 敬雄君

本日の会議に付した案件

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

○羽田野委員長 これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日、最高裁判所小野刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○羽田野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○羽田野委員長 内閣提出、証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安藤委員。

○安藤委員 証人等の被害についての給付の額のことと最初にお尋ねをいたしたんですが、これは殺されてしまった場合の給付金の最高額というものは幾らになりますか。

○前田(宏)政府委員 遺族給付は年金と一時金と両方あるわけでございますが、年金の場合には遺族の数によりまして若干金額も変わってくるわけでございますので、一応いろいろな場合について計算したところを申し上げますと、遺族が一人の場合には年金額が百四十二万二千九百円。ただし、その

遺族が五十五歳以上の妻である場合あるいは身体に障害のある妻である場合には百六十二万七千五百円ということになりますし、以下、二人の場合には百七十九万四千九百円、三人の場合には百九十七万六千六百円、四人の場合には二百十三万九千九百円、五人の場合には二百二十七万八千五百円ということでございます。ただ、この金額は現行の金額でございます。まして、近く給付基礎額が引き上げられる予定でございますから若干ずつ上がるわけでございます。政令が改正になりました後におきましては、たとえば先ほど申し上げました一人の場合の百四十二万二千九百円というのは、百四十九万九千四百円というふうになるわけでございます。

また、一時金の額は給付基礎額の千倍ということでございますので、現在は九百三十万円ということでございます。政令が改正になりますと九百八十万円という計算になるわけでございます。

○安藤委員 いま年金の場合と一時金の場合と両方説明をいただきましたが、年金の方もこれは相当低い額じゃないかと思うのですが、特に一時金の場合、今度は政令が改正になっても九百八十万円だ。これはよく比較に出される話ですが、自動車損害賠償保障法に基づいていわれる自賠責の方の、現在最高額が二千万円になっていると思うのです。だから、これから比べるとその半分以下という状態になっております。だから、これはもっと引き上げるべきではないかと思うのです。これは真実を法廷で証言をする、あるいは捜査当局に対していろいろ事実を参考人として話さうということで、裁判所の事実判断に積極的に協力をして、そのあげくそういふとんでもない目に遭うというので、それから引き上げるべきが当然だと思っておりますが、そういう点についての見通しあるいは努力などはどういうふうにしておられるのか、お尋ねをいたします。

○前田(宏)政府委員 ただいまのお尋ねにお答えする前提をいたしまして、先ほど一時金のことを申したわけでございます。一時金がいまの自動車損害賠償保障法による保険金の額と比べて低過ぎるではないかということでございますが、この一時金というのは、本法にも書いてございますように、本来遺族給付は年金が原則といえます。かたてまえでございます。まして、遺族の範囲をいろいろな面から限定しておりますので、その年金を受けられる遺族がない場合の例外的な扱いとしての一時金、こういうことでございます。若干違いますが、それはそれといたしまして、この給付額につきましてはもう少し引き上げるべきではないかという御意見が当然あると思っております。その点につきましては今後とも努力をいたしたいと思っております。いろいろな場合に申し上げておりますように、この法律はもともと独立の法律でございますけれども、他の関連法律と横並びの問題もございまして、その間の関係方面とも十分協議をしてやっつけなければならぬ問題だ、かように考えております。

○安藤委員 私どもも努力をするつもりでございますけれども、一層努力をしていただくということをお願いしまして、次に、国民金融公庫あるいは沖繩振興開発金融公庫から年金の権利を担保にして融資を受けることができるという法案ですが、国民金融公庫から借る場合の利息というのはどういうことになりますか。

○前田(宏)政府委員 この法律、いま御審議をいただいているわけでございますので、これが制定されました場合に具体的に決まると言えませんが、先ほど申し上げたように、それが先例にならうかと思いますが、国家公務員災害補償法の

場合につきましてはすでに改正されているわけ
でございますので、その場合の国民金融公庫等から
の貸し付けを受ける場合の利息、これは年七・三
%ということになっていて聞いております。

○安藤委員 これは国民金融公庫に対して財政投
融資の方から利子補給というのがもととなされ
ているから、それで七・三%ということになって
おるわけだろと思うのです。そうしますと、こ
れはすぐれて大蔵省との間のいろいろな折衝とい
うことになってくるかと思うのですが、やはりこ
れも普通の、たとえば各地方自治体が、私のとこ
ろで言いますと愛知県信用保証協会なんかを保
証をして金融公庫から金を借りるといふような場
合は、もっと利息が低いですね。たしか六%を
割っているというふう聞いていたのですが、
それから比べるとやはり高過ぎるという感じがし
ますね。だから、それは大蔵省が云々と言われ
しまえば身もふたもないわけでありますが、やは
りこれも一層の努力をしていただきたいと思うの
ですが、どうでしょうか。

○前田(宏)政府委員 どうも、御質問の中で先
に言われたので、お答えのしようがないわけでござ
います。できるだけ利率を低率にするというこ
とが望ましいことだというふうに思います。た
だ、これも先ほど来申したこと共通のようにな
ることになって恐縮でございますけれども、やはり横
並びの問題もございまして、御意見等は財政当
局にも十分伝えて、いわば一体として問題を考
えていただきたいというふうに連絡もいたしたいと
思っております。

○安藤委員 それから、これは先回も出た話なん
ですが、この証人等の被害についての給付に関す
る法律では、年金にしろ一時金にしろ、生命、身
体に害を加えられた場合に限定されているわけ
ですね。しかし、そうばかりではなくて、いろいろ
商売の取引上差別をされることがあるいは妨害をさ
れるとか、あるいは外出もちょっと控えなければ
都合が悪くなるとか、あるいは精神的にいろいろ
苦痛を与えられるとか、名譽棄損的な行動をとら

れるとか、いろいろそういう精神面においての被
害というのややはりあるはずだし、現実にあると
いうことも私も聞いておるのですが、その辺の
ところについては、そういうような被害についても
この法律の中に加えていくという方向でお
考えになっていくということはないのでし
ょうか。

○前田(宏)政府委員 確かに、証人あるいは参考
人の供述あるいは出頭に関して、生命、身体
に対する加害行為以外のいろいろな行為があり得
るわけでございます。ということでございますか
ら、それを対象にするのは適當でないというわけ
でもないわけですが、やはりこの法律によ
る給付の性質と申しますか、基本に返るようなこ
とになりますけれども、一種の損害賠償と言え
ば損害賠償のようなことでございまして、そうい
う場合にはやはり行為者の故意、過失とかいうこと
が問題になって、それで初めて賠償ということが
起こってくるというのが一つの基本的なことであ
ろうと思っております。そういうようなことを一応抜
きにいたしまして、いわば国の制度として一つの
立法政策としてこのような事態につきましても
何らかの給付を行うということ、そういう損
害賠償的なものの基本的な考え方を離れて、特殊
な制度としてつくったものであるわけございま
す。そういうことでございまして、あらゆる場
合の損害というものを考えていくということが、
この制度の性質から見てなかなか困難な面があ
るといふふうに思っております。

先ほど来申しておりますこととも関連いたしま
すが、他のいろいろな補償あるいは国の給付制度とい
うこととのバランスの問題等もまた出てくるわけ
でございます。そういう基本的な物の考え方か
ら来る問題点あるいは今度は技術的な面から来る
問題点、いろいろな問題があるわけございま
して、それらを通じてこの法律と関連する類似の法
律においてどこまで似たような問題を解決して
いくかという問題がまたあるわけでございます。
そういうことをならみながら、どこまでこの
法律の対象にすべきかということにつきまして
は、なお今後とも検討はさせていただきますと考
えております。

○安藤委員 いろいろと答弁をさせていただいた
わけですが、やはり最初におっしゃったように、精
神的な被害、精神的な苦痛を加えられたことに対
する給付ということもこの対象に入れてはいいな
いわけではないというふうにおっしゃったその考
え方を、やはりもっと進めていただきたいと思
うのです。これは特別立法政策として国が給付を
してやるんだみたいなところがどうも抜け切れな
い。だから、こういうふうにしてその身体または生命
に対する被害を受けた人だけに限定しても、その
人たちに国が特別に給付をしてやるんだからそれ
でいいではないか、こういうような議論になっ
てくるわけですね。

前に新宿のバス放火事件等が一つのきっかけに
なつたと思うのですが、その前からもいろいろ運動
はされておつたようですが、犯罪被害者交付金で
すか、あれなんかも提案をされましたときに、交
付金というのはどうもおかしいじゃないかという
議論が出てくるのです。

これはあくまでも、そういう事実あるいは真実
を法廷で証言していただくということによつ
て、三権分立の一つの司法の面において国民の皆
さん方が積極的に協力をしてくれた、あるいはく
されるわけですね。だからそれに対して、とんでも
ないけれども、あるいは参考人として事実
を供述したことによつて被害を受けたということ
になれば、これは国の方が積極的に損害を賠償す
る、こういうような考え方に基本的に立たない
と、一般国民は納得しないというふうに思いま
す。だから、これは特別に給付してやるんだとい
うふうな考え方をまた基本的に変えていただく必
要があるのではないかと思っております。

たとえば、これはいろいろ私も聞いておるの
ですが、有名な話ですから一つ例を挙げて申し上げ
たいと思つたのですが、ハチの刺し証言をされた榎
本三恵子さん、この人は十月二十八日に証言をさ
れて、そして一般国民 それから新聞の社説なん
かでも一回か何回か取り上げられて積極的に評価
をされて、りっぱな勇気ある行動だといふふう
に報道もされ、評価もされる。それから新聞の投書
欄にも、勇気ある証言だ、積極的にその行為をた
たえるという投書がずっと相次いだのですが、そ
の二日後の十月三十日に奥野法務大臣の例の人の
道発言というのが出てきて、朝日、毎日などの新
聞の社説もこの奥野法務大臣の発言に対して強く
批判をするといふようなものがずっと載つたわけ
ですね。

ところが、それから少したつてからどうも調子
がおかしくなつておるのです。十一月十日に
これは総理大臣が国会で陳謝をした後であるにも
かかわらず、法務大臣が重ねて榎本証人に不満を
表明をして、感情の起伏の激しい人といふような
ことを言い出して、そういう人を証人にさせるの
はどうかと思うということまで週刊誌なわけ
です。それから、これは主として週刊誌なわけ
ですが、私はあえて雑誌の名前は言いませんけれど
も、十一月十三日、二十日、十九日、二十六
日、二十八日号、二十六日号はまだほかにあり
ますけれども、たとえば、私怨のおいぎが濃いと
か、あるいは近所で評判が悪いとか、子供がどう
かとか、離婚してからクラブのホステスをやっ
て、しかも店を転々と変わった等々といふことが
ずっと出てきておるわけですね。

榎本三恵子さん御自身は、御自分の手記の中で

いろいろな中傷や誤解は覚悟の上だということば言っておみえになりますから、たとえこの精神的な苦痛に対して請求をして被害に対する給付金が受けられるという制度があったとしても、三恵子さんは請求はしないだろうと思えますけれども、これがほかの人たちだったら、いま言いましたようなことをちよつと言っただけでも、これは全く名誉を侵害する、名譽棄損行為をやられているわけですね。ちよつと町へ出て、あの人はこの前ああいうことを言っただけだ、というので後ろ指を指されたり、あるいは意識的にそういうようなことを流されるということもなきにしもあらずだと思えます。

そういう点からすると、先ほどるる細かい説明をおしやりましたのですけれども、最初に言いましたように、いまは精神的な苦痛に対する給付はないということになっておりますけれども、損害賠償という考え方を基本的に確立すれば、きつちり決めていただければ、精神的な苦痛に対する被害を弁償する、賠償するということもするつと出てくる話じゃないかと思うのです。だから、その点についても法改正というようなことで考えていただきたい、ということを重ねて要望して、それに対する決意を話していただきたいと思います。

○前田(宏)政府委員 先ほど最後に申しましたように、関係省庁もあるわけでございますから十分検討させていただきたいわけでございますけれども、別に、安藤委員の仰せのように給付してやるんだというふうな気持ちを持っていては、ごさいませんで、やはり国の損害賠償責任という本質についてはいろいろな考え方があられるわけでございます。どこまでそれが国の責任なのかというところが必ずしもはっきりしない点も実はあるわけでございます。先ほど仰せになりました犯罪被害者に対する国からの給付ということにつきましても、この性質についていろいろ議論もあつたわけでございます。また、これはそれといたしまして、その対象についてはどこまで広げるべきかということが現にありまして、あの法律でも、い

わば生命、身体に対する暴力的な行為ということから出発しているということでございます。要するに、こういう制度でどこまで広げるか。それは国の負担だということ、さらにさかのばれば国民の負担だということでございますから、こういう場合にどこまで国を通じて国民が負担するのだという基本的な物の考え方、その辺の整理をしたかというふうには思っているわけでございます。

○安藤委員 いろいろ理由をお述べになつておられるわけですが、やはり基本的には損害を賠償するというような考えに立つて努力をいただきたいということをお願いしておきます。

○前田(宏)政府委員 この法律では、給付の要件としたしまして三条に定めてあるわけでございます。また、さらに、その給付の内容としては五条にあるわけでございますから、おおむね傷害致死の場合に入ると言つてよろしいと思つて、別に犯罪の成否そのものとは直接関係がないということでございます。

○安藤委員 それでは、重傷を負わされてその治療中に余病を併発して、たとえ肺炎など起こして亡くなつたというふうな場合も、生命に対する被害を受けたということでの遺族に対して遺族給付が支給されることになるのでしょうか。

○前田(宏)政府委員 犯罪の成否と直接関係はないと申しましたけれども、考え方は似たようなことであるかと思つて、やはりその加害行為と結果との因果関係ということが問題になるのだらうと思つて、因果関係があると認められれば当然対象になると思つて。

○安藤委員 その因果関係論をいまここであれこれ言うつもりはありませんが、重傷を負わされて治療に専念しなければならぬような状態になら

なければ、というのは、けがをさせられなければ肺炎を併発するということもなかつたであらう、これはいわゆる因果関係論の中身なのですが、そういうふうなこともあるわけですので、細かいこと、厳しいことを厳密に言えば、もっと注意をしておつたら肺炎になんかならなかつたのだとかいふような議論が出てきて、あるいは支給されなかつたり、あるいは減額されたりというふうなことになる。あるいは気の毒だと思つて、その辺については何か配慮をするというふうなことはやっておられるのでしょうか。

○前田(宏)政府委員 特段の配慮ということもないうわけでございますが、たとえば四条に「給付の全部又は一部をしないことができる。場合が規定されておるわけでございますからその問題にも関係してくるわけでございますけれども、そのことにつきましましてはこの前の改正の際にもいろいろ御議論がありまして、この規定はなるべく支給しないようにするための規定ではないかというふうな御議論も、極端に言えばあつたわけでございます。そこで、そういうものを受けまして、前回の改正の直後におきます刑事局長通達において、そういう狭い考え方はなくて、やれるものはできるだけやるようにということを通達しているわけでございます。そういうことで一応の解決を図つております。また、現実に遺族給付でいま御指摘のようなことがいろいろ問題になるといふ事案がございませぬわけですが、その場合には現地限りではございませんで、当然本省の方で十分検討して結論を出すわけでございますから、遺族の方に許す範囲内でできるだけ緩やかにとりまつか、そういう考え方で対処したいと思つております。

○安藤委員 次に、五条の二項の関係です。これはいわゆる休業給付の関係ですが、これによりまして「従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合においては、他に収入のみちがなない等特に必要があるときは、休業給付を行うことができる。こうなつておるのです。そうしますと、従

前から行つてきた業務について、たとえ足をけがさせられて、そのことによつて営業活動の範囲が狭まつて収入が減つた、しかしほかにも収入があるというふうな場合は、やはり支給されないといいようになつておるのでしょうか。

○前田(宏)政府委員 いわゆる休業給付の規定につきましまして、その要件の書き方もなかなかむずかしいわけでございますので、おのずからいろいろ表現にならざるを得ないのだらうと思つて、けれども、いま御指摘の点から申しますと、従前得ていた業務上の収入を得ることができないということが一つの要件でございますが、「他に収入のみちがなない等特に必要があるときは、」この運用いかんということになるわけであらうと思つて、それから、他の収入というものがどの程度であるかというふうなことを、要するに、従来そういう事故がなければそれなりの収入があつて生活が行われていたわけでございますから、それとの均衡をよく考えて、その損失といふますか収入の減といふますか、そういうものを補てんしなければならぬというものの運用がカバールのでないかというふうな思つておられます。

○安藤委員 そこで、いまの休業給付が受けられるという場合に、障害給付と併給、五條の一項三号、この障害給付との併給、両方とも支給を受けられるのでしょうか。

○前田(宏)政府委員 お尋ねの点につきましまして、まず結論から申しますと、併給ということはこの制度では考えていないというふうな理解をしておるところでございます。

これはいろいろと給付の種類がございまして、すでにお尋ねもございましたように、最初、負傷、疾病している場合に必要なる療養を行うという場合には療養給付から始まるわけでございます。その場合に必要に応じて休業給付が行われる。そして一年半たつて、まだ負傷、疾病は治つていないけれども相当重い身体障害があるという場合に傷病給付というのが行われる。これは後から追加さ

れてきた給付でございます。だんだん経過いたしました。その負傷または疾病が一応治った、そしてなお身体障害が残っているという場合にいまお尋ねの障害給付になる、こういう仕組みになっておるわけでございます。いわば傷病給付まではその負傷または疾病が進行形のような形になっておるわけでございますから、その場合にはいわずに療養の費用あるいは休業給付、あるいは重い障害がまだ治りきっていないという場合に、中間における傷病給付というものを順次行っていくとして、そして一応治った、それでどういう身体障害が固定したかということによって障害給付ということに移る。

この場合の障害給付というのは、一応治った状態で身体障害が残っている、そのことによる労働能力の喪失なり低下なりというものについて給付をするわけでございますから、観念的な言い方ももしれませんけれども、いわゆる休業給付というものも包括したといえますか包括した給付としてその障害給付というものが設定されている、こういうふうな考えられるわけでございます。

○安藤委員 どうもよくわからないのです。併給というのとはとも考えられないのだ、考えていないのだというふうにおっしゃるのですが、この法律が準拠するところか、これのものとになっておる警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律、この施行令の第六条の二の三項によると、「傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。」これは傷病給付と休業給付の併給はしないとはっきりうたっているのです。だから、私がいまお尋ねした障害給付と休業給付との併給は行わないというの、あるいはとも併給はしないというの、どこかに根拠があるのですか。

○前田(宏)政府委員 ただいまの傷病給付と休業給付を併給しないという事は、私の方の法律の施行令にも同種の規定がございます。これは先ほど申しましたように、傷病給付というの、負傷または疾病が進行中と言うのが適当かどうかかわかりませんが、そういう状態のものであるというこ

とを申したわけでございます。そういうことか、事柄の性質上並行的なものである。ですから、特段の規定を設けないでほっておきますと、併給という理解が出てくるわけでございますが、その辺の誤解があつてはならないので、特にそういう規定を設けた。特に傷病給付は、重い等級の身体障害の者で一級から三級まででございますから、その中にはそういう要素も考えているというものも実質的にあると思えますけれども、ただ、先ほど来私が申し上げておきますのは、事柄の性質上、傷病給付の場合には特段の規定がないと併給という理解も出てくる余地がございますけれども、障害給付の場合にはその性質上出てこないといえますか、そういう理解にむしろなるのが解釈として正しいといえますか、相当ではないかとこのように考えるということをお願いいたします。

○安藤委員 さっぱりわからぬですわ。あなたは非常に苦しい言いわけをしておられると思えます。障害給付というのは、先ほどのお話からすると、病状が進行形ではなくて、医学的にはもう治つてしまつたけれども身体的に障害が残つたという場合の話でしょう。そして、従前行つていた業務上にも支障ができて収入が減つた、こういう場合は幾らでもあると思うのです。そういう場合に併給をしないと言ふには、やはり障害給付を受ける者には休業給付は行わないという、どこかに法文上きつと規定があるならともかく、全くそれはないのですから、普通の法律の読み方であれば、「傷病給付を受ける者には、休業給付は、行わない。」と特に書いてある以上は、ほかの場合は行つていいんじゃないか、行つべきだというのがこの読み方じゃないかと思うのです。だから、いまおっしゃつた方が正しい解釈じゃないかと思つておっしゃつた、根拠は何もありません。その点どうなんですか。

○前田(宏)政府委員 先ほど御説明を漏らしたようなことでございますが、まず、この五条二項の休業給付は、「被害者が負傷し又は疾病にかかり、

そのため」云々と、こういうことを要件にいたしました。これは読み方方面説あるかも知れませんが、私どもは、私どもの理解では、この「負傷し又は疾病にかかり」というのは、つまり負傷または疾病が私の言葉で言えば進行中であるというふうに解するわけでございます。この二項の休業給付の要件からして、いわば文理解上、負傷、疾病が治つて身体障害が生じているというのが障害給付の場合でございますから、負傷、疾病にかかり、その状態にあるために業務上の収入を得ることができないという要件を欠くという文理解上の問題を先ほど申さなかつたわけでございます。そういう障害が固定した場合を含んでいないということになるわけでございます。

○安藤委員 私は、どうも法令上の根拠なしに併給をやらない方針をとつておられる、実際にそういう措置をとつておられると思えないわけですね。これは法務大臣の裁定というのには行政処分だと思つておられますか、それに基つて不服申し立てができるわけですね。だから、いま刑事局長さんがおっしゃつたような言い方がそういう場合に裁判で通るのかどうかと私は疑問に思つておられます。だからといって、障害給付を受ける者は休業給付は行わないのだということを私は書けどもね。やはりこういう規定の上からすれば、障害給付とそれから療養給付、これと休業給付は併給すべきじゃないかと思つておられます。だからその辺のところを、どうもよくわからぬので、私がいま言いましたように併給するという方向で考えるべきじゃないかと思つておられます。そのことは議論しても余り進行がないと思つておられます。これはやめなす。そこで法務大臣、お聞きします。これは何もそうむずかしいことをお尋ねするわけじゃないです。これは被害を受けた人が請求をするという手続になつておるわけですね。こういうふうな被害を受けたから幾ら幾ら支給して欲しいという

う請求をするというたてまえになつておるのです。しかし、請求をしても、いろいろ聞きますと、請求をしたことによつてよけいまた嫌がらせだとか何やかんや受けるという場合もあるという話も聞いておられます。だから、これは請求なんかしないで、そういう事実があつてそれをキャッチしたら、検察庁の方で立件をしていく、そういう請求を待たないで、そういうふうなことを考えてもいいんじゃないかなという気がするので、その辺のところはどういうふうなことを考えておられますか。

○前田(宏)政府委員 こういう給付制度におきましては、やはりそういう権利を受けたいという人の請求を待つて国側が結論を出すというの、一応原則的な物の考え方だろうと思つておられる。ただ、いま御指摘のようにもございまして、そういう被害を受けた方につきましては、こういう制度になつておられますよということを積極的に申し上げて、そして手続をしていただくというふうな配慮しているわけでございます。こういうことも先ほど申し上げました通達の中に盛り込んで出しております。

○安藤委員 では、結構です。終わります。

○羽田野委員長 林百郎君。

○林(百)委員 証人の被害についての給付の法律、給付を受ける者の便宜を図るというこの法案については異議がありませんが、この法律は証人の身体または生命に害を加えられたとき初めて発動するもので、問題は、身体や生命に害を加えられてしまつたんで、問題は、身体や生命に害を加えさせないようにするのが、ことに裁判所の責任だと思つておられます。

私の方が法務省からいただいた資料を見ますと、昭和三十四年には京都府地方裁判所の舞鶴支部の法廷の廊下で、強盗傷人被告事件の証人である被害者が待機中、公判出廷のために同所に居合わせた被告人から、おまえは警察で不利な供述をしたなどといつて軽便かみそり、これは内縁の関係

にあったというから婦人だと思いますが、顔面を切りつけられた。庁舎の中でこういうことが行われているわけですね。

それから四番目の例は、昭和四十三年十一月十三日名古屋地方裁判所豊橋支部の第一号法廷で、傷害等被告事件の証人である被害者が証言をしていくときに、被告人が後ろからボールペンで顔面を突き刺したというわけですね。

これは裁判所が、公判廷で証言しているときにその証人に傷害を加えられたり、あるいは廊下で出頭を命ぜられたから裁判所に協力するために待っている間にかみそりで顔を切られる、こういうようなことをそのまましておいていいのか、法廷の秩序を維持するのは裁判所の責任ですからね。私はそこが心配で仕方ありませんので、裁判所に聞いていくわけなんです。

私も、こうしたらどうかという程度のもので、私案も持っています。まず裁判所の心構えで、私ははっきり申しますが、証人に出てくるということ、は、主権者である国民が司法に協力するために出てくるのですから、裁判所が一段高いところにおいて、証人を呼び寄せてそれに物を尋ねるぞということではないのですよ、新しい憲法のもとでは、自分の生計を持っておる者がそれを犠牲にして裁判所へ行くわけですから、普通は、裁判所から呼び出しの通知など来れば、本当は嫌なんです。それを協力して出ていくでしょう。出ていって証言しているときに、後ろからボールペンで目を突かれて目をつぶってしまったら、あるいは廊下で待っている間に怪便かみそりで顔なんか切られたら、これはとんでもないことなんです。そういう主権者である、しかも司法に協力するために犠牲を払って来ている人にこんな被害を加えて、これは金でかえられないことなんです。裁判所はどういうようにお考えになつておられるか、お聞きしたいと思っております。

○小野最高裁判所長官代理者 ただいまの林委員の御指摘は、全くそのとおりでございます。証人が法廷に参ります、これは全く事案真相解明のため

めに御協力いただいているわけでございます。しかも国民の義務としてどうしても出頭しなければいけないということで御協力願っているということでございます。証人がおいでになつたときにこういう危害を加えられるようなことがあつてはならないというものはもう当然のことでございます。裁判所どこにおきましても、そういうことが起きないように十分注意していただくところでございます。

いまの御指摘は、昭和三十四年の京都地裁舞鶴支部で起きた事件などありますが、その前にも、三十一年ごろにやはり法廷で証人を追つかけていって凶器で危害を加えるというような事件がございました。それは身柄拘束中の被告人のようでございますが、その直後に、そういうことで法務省、裁判所いろいろ検討いたしました。そういう被告人の所持品の検査というようにすることも行政の方で厳重にしていた。裁判所は裁判所でできないことではないように十分に配慮しなければいけないということで、昭和三十一年に最高裁判所の事務総長の通達を全国に出しまして、そういうことで遺憾のないようにしてもらい、十分配慮してくれたいことをお願いして、御協力を願っておるわけなんです。

ただいま法廷の廊下というふうな問題もございましたが、まず、証人がおいでになりました場合に証人だけがおられる場所がなければいけないということでございます。その後、庁舎につきまして証人控え室を何とか確保するというところで努力してまいっております。大体地裁関係では、全部と言つていろいろ証人控え室をいま準備しております。たまたま乙号支部の中で、古い庁舎でまだその余地がないというためにできないところは全国でほんのわずかがございますが、そういうところでは、証人に出頭いただきましたら、書記官室なり適当な場所でお待たせいただくというふうなことをしております。

それから、いろいろ事件を見てまいりますと、特にこういう証人については危ないとか、弁

護人あるいは検察官の方からこういう事件については証人について十分配慮が必要であるという連絡がございましたり、あるいは証人自身から、私はこういうことで心配なんだという御連絡もあつたりします。

そういうような事案につきましては、証人に御出頭いただくときに初めから書記官室に来ていただくとか、あるいは全く別なルートで、たとえば検察側証人ですと、検察庁にまず来ていただきまして検察事務官に裁判所の方に連れて来ていただき、連れて来ていただいた上は、裁判所の方で延吏なり警備員なりをずつつけてまして、書記官室にお連れする。書記官室にお連れしてからは、法廷の出入りすべて裁判所職員がそれぞれ付き添い、専用通路のあるところは専用通路を通つていただく。

また、法廷内では、被告人の着席場所と証言台との位置関係を十分に配慮する。被告人が証人の証言台のすぐ後ろにいるというふうなことがないようにいたしまして、弁護人の前あるいは横に被告人を置く。証人の証言台は少しずらすとか、東京あたりでございますと、もう全然反対側の検察側に近い方に置いておきます。そういうふうなことで、危害がそれでもなお心配な場合もございまして、そういうときには延吏をその証人の前あたりに置くとか、そういうことで、仮に被告人がそういう気を起こしても、そういうことがないようというふうな万全の措置をそれぞれ講じているというところでございます。

○林(百)委員 あなた、現場を知っているかどうか。高等裁判所、私も高等裁判所へよく行きまして、民事の方でもそうだし、刑事の方でもそうですが、刑事なら二つか三つぐらい事件があります。民事なら五つか六つあります。前の事件が終るまでは、後の事件の人は廊下で待っているわけです。廊下は十メートルもずつとあるわけです。そこへみんな、証人の人も関係者もただ並んでいるだけなんです。高等裁判所のフロアに、あなたの言うようなそんな証人の特別控え室

なんというのはいないですよ。何か囲んだようなものがあるのですが、それは何でそこにあるかわからないですよ。それからあなたは、延吏延吏と言いますが、延吏は法廷へ入つてしまえば、廊下のことなんか全然気がつきませんから。

私は、きょうは刑事の問題だけで刑事局長を呼びましたが、お話を聞くと、民事でも最近では非常に深刻で、そういう傷害のことがお互いにあるといいますが、これは家庭裁判所なんかはそれぞれ控え室が幾つもある。別々に控えさせていまして、刑事事件あるいは民事事件の、ことに高等裁判所の証人と被告人との関係は、あなたの言うような施設はありませんよ。これからつくるといふ意味ですか。つくつてもいいですけども、それは何のためにつくるのか。また、そこに延吏か何かが入つてしまえばそこは空っぽですから、ずつとお互いに証人と被告人が並んでいるわけなんです。

もし暴力団なんかで、たとえば覚せい剤なんか、私はこの被告の人から覚せい剤をだれだれに渡せと言われて、何グラム受け取って渡しましたなんというのを、あるいはだれだれに注射したなんというのを、あるいは下手に言つたら、これは何をされるかわからぬですよ。これはあなたの方の想像以上ですよ。暴力団が何をやるかというのは、そういう被告人と証人が同じ廊下にずつと並んでいるというふうなことを、あなた一度ごらんになつたらいいと思うのですよ。あなたが言うような施設があるかどうか。それはどうなんですか。実際あるのですか。そんなものは、高等裁判所の刑事法廷の前にちゃんと証人を入れて、身の安全を図るようには延吏がちゃんとついていて、というふうなものはないと思いませんか。とんでもない話ですよ、これは。

しかも、私はいろいろ刑事訴訟法を調べてみたのですが、証人は出頭義務に違反すれば過料だ。それからさらに、再度の召喚に応じなければ勾引もできる、あるいは留置もできる。証言を拒否す

れば過料に処せられる。これは一人証人となれば、被告人よりはもつと責任は重い。むしろ被告人の方が証人より権利が保障されていますよ、一人被告人となれば。そういう人が命がけで出ていかなければならない状態に放置しておくというのは、これは裁判所の怠慢ですよ。そう思いませんか。あなたは一度現場を見てごらんになればわかる。どうですか。

○小野最高裁判所長官代理者 ただいまそういうところがあるという御指摘でございます。もしそういう実情であればまことに申しわけないことであると思ひます。控え室がありまして、あるいは証人の方がそちらにいらつしやらないという場合もあるかもしれません。あるいは先ほど申し上げたところも現実に確かでございます。そういうところでは書記官室に来ていただくというように言っておりますが、いま御指摘のような事態がございますとすれば、これは証人に大変御迷惑をかけるわけでございますので、調査して十分対処するようにしたいと思います。

なお、延更でございますが、これは大体そういう事件で特に危険だと思われようなことでございます。証人の尋問前後には延更がございまして、あるいは警備員を配置するというようなことは、ぜひぶんやっております。

○林(百)委員 予算の関係もありませんし、臨調なんかでなかなかそういう庁舎の改善も御苦勞だと思ひますが、しかし、事は基本的人権にかかわる、ことに生命、身体の危険にかかわる重要な問題ですから、いかに臨調であろうとも、この予算だとかそういう施設は、やはり裁判所としては毅然として要求しなければならぬと思ひます。

それで、控え室があると言ひますが、高等裁判所で刑事の証人に呼ばれた、その証人のいる控え室というのはないです。何か小さい控え室みたいなものがありますけれども、延更もだれもいない。それは何のためにあるかわからないわけ

す。弁護人が行つて書類を調べている場合もあるし、そして被告人と弁護人で打ち合わせしているところもあるし、特に証人の身柄の安全を保障するためにあるなどということも全然わからない。そんな表示もありませんしね。そこは現場をよくごらんになつて、改善する点は改善しなければいけません。どうですか。

○小野最高裁判所長官代理者 御指摘の点はまことにございまして、私もそのように思ひます。まだ徹底していかないことのように思ひますが、さらに徹底するようにしたいと思います。

○林(百)委員 刑事訴訟法にも一応そういうことは配慮した条文もあるわけですが。たとえば刑訴の百五十八条で、証人調べを尋問するとか、そういう裁判所が行つて尋問する。そういう場合、憲法で被告人の尋問権もありますから、被告人を連れていかなくていいかどうか。できた裁判所が勧告して、弁護士さんが行くから弁護士さんに任せたらどうかというふうな助言もしてみることがあると思ひます。

それから、期日外の証人尋問というのは、これも私はよくわかりませんが、恐らく被告人を連れていかないわけにはいかぬのじゃないかと思ひます。しかし、これも弁護人がついているとすれば、弁護人で足りるとすれば、期日外の尋問をやるとかあるいは被告人の退廷を命じて自由

な証言をさせるとか、しかし、これも被告人の尋問権がありますから、やはりその要旨は告げて、なお不十分な場合は証人に証言をさせなければいけませんからね。何としても、一人被告人になりますと、むしろ証人より被告人の権利の方が保障されている、これも結構なことと思ひますけれども、だからといって証人の身体や生命に危害があつてはいけませんので、こういうものも運用しながらいままの言つた施設も改善するように、裁判所、十分考えてもらいたいと思ひます。

法務大臣、これは基本的人権にかかわることです。私の言うことお聞きになつていただくかどうか、私に言つても、閣僚ですから、あなたも協力してやつて、こういう点は十分考えてやりませんと、もし下言つたら次の日には舎弟がどこかへ持つていったとかということをよくも法廷で言ったな、そんなことになつたら、証人として裁判所への協力はできないことになるわけですね。昔と違つて、天皇の名において裁判をやつていふのじやなくて、主権者である国民の司法権なのですから、証人は主権者としてそれに協力するわけですから、これは尊重してやらなければいかぬと思ひます。被告人の権利も大事ですが、同時に、これに証人の身体や生命に対する保障は十分してやらなければいかぬと思ひます。

○坂田園務大臣 林委員おっしゃるとおりだと私も思ひます。公正なる裁判が行われ、また、証人に事実の証明に協力していただくというためには、基本的人権がいかなる場所においても守られるというところでなければいけない、そのための裁判所の建物やあるいはまたいろいろ人員等の獲得には、このような行財政改革という至上命令もございませぬけれども、必要なものはやはり確保していかなければいけないというふうに私も考えておる

○羽田野委員 次第でございます。○小野最高裁判所長官代理者 先ほどから申し上げておりますとおり、証人に危害が加えられるということがあつてはなりませんので、いま委員の仰せられましたことをよく承りまして、遺憾な点がないように今後とも努力していきたいと思ひます。

○林(百)委員 局長、速やかにそういう措置を講ずるように、ひとつ部内でも協議していただきたい、国会でも問題になつたからということ、していただきたいと思ひます。

○羽田野委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○羽田野委員 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

○羽田野委員 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○羽田野委員 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○羽田野委員 次、内閣提出、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法

〔報告書は附録に掲載〕

り私どもの表面的に理解しておりますのは、それだけの制度の違いということで申し上げる以外にないのではないかと思っております。

○太田委員 内容に入らしていただきませうけれども、賠償責任限度額比較表というのがございませう。この賠償責任限度額比較表の中で、現行法では三百トン未満の船からスタートをして、ずっとその金額が上がっていくようなカーブが描かれるわけですね。いいですか。ところが、今度は三百トンから五百トンまではフラットであって、そこから金額が伸びていくわけですね。そうすると、これは先ほど御心配をされました零細な船主、船舶の所有者というところに、いわば所得税で言うところの逆進性が発生するわけです。ですから、いままでよりもむしろ零細な船主の方の負担が過大になってくるのではないかとということがここで想像をされるわけです。この点についていかがですか。零細な船主の方のことをむしろ考えなくちゃいかぬのじゃないか。

○中島政府委員 船主側の事情というものも考慮しなければならぬわけでありませうけれども、それよりもっと考慮しなければならぬのは被害者の救済であろうかというふうに思うわけでありませう。従来は三百トン以下のもの、四百トン以下のもの、五百トン以下のもの、こういうことになつておつたわけでありませうけれども、トン数少ない船舶による被害の場合の救済措置が特に十分でないということが議論の対象になつておつたわけでありませう。三百トンの船舶が物損のみを起しました場合には六百九十万に限定されるという数字をごらんいただきませう。その責任限度が非常に低い、むしろ低過ぎるというところがわかりただけでかと思つたわけでございます。それで、そういう点をも考慮いたしまして、今回は五百トン未満の船舶については一律という制度になつておるわけでありまして、これは条約の内容をそのまま国内法化したということでありませう。ただ、もっと零細な船主のことを考えまして、百トン未満の船舶による物損とい

うものにつきまして、特別の手当てをいたしております。

○太田委員 もう一つ、内容の中で責任制限をされない場合として、従来は自己の故意または過失によつて生じた損害というふうに責任を制限されない場合が規定をされてきたのが、今回の改正では、自己の故意または損害発生のおそれがあることを認識しながら無謀な行為によつて生じた損害というふうに変つたわけですね。この過失ということと、認識しながらの無謀な行為というのはどういうふうに通ずるのか。そして、これはいろいろ聞いてみますと、明らかに責任制限の範囲が拡大した、船主側に有利になつたというふうには読み取れるわけです。責任を制限される範囲が拡大したわけですから、これは船主に対して有利になるわけです。

そこで、質問はそういうことですけれども、元の資料によると、いま海難事故全体に占める責任制限を適用された事件というのは、数が非常に少ないわけですね。これがこういうふうになり責任制限の範囲を拡大したために大幅に広がる、責任を逃れることのできるケースというものが大幅にふえるというところはあり得ないでしょうか。そのところを心配をされているのです。

○中島政府委員 確かに条約の内容、したがっていまして法案の内容は、御指摘のように、従来は船主につきまして故意または過失の場合には責任制限がでないということになつておりました。それを今回は、故意または無謀な行為の場合にのみ責任制限がでないということに改正になつたわけでありませう。ただ、それと関連いたしまして、船長等につきましては、従来は故意の場合にのみ責任制限がでないということになつておりましたのを、今回は、故意及び無謀な行為の場合に責任制限をすることができないということに、責任制限をすることのできない場合を広げたわけでございます。

とところで、この無謀な行為でございませうけれども、たとえばあらしが来ておる、その最中に出航をすれば事故発生のおそれは非常に高い、そういうことを認識しながら、通常人であれば当然思ひとどまるべきであるような状況のもとで出航をした、あるいは船主の場合であれば出航を命じたというふうなことが、この「損害の発生のおそれがあることを認識しながらの自己の無謀な行為」に当たるであろうというふうに理解をしておるわけである。従来は過失ということから考えますと、かなり場合が限定をされてくるということには御指摘のとおりであるかと思つたわけでございます。

ただ、そのことによつて従来と実態が変わつてくるのだろうかということでありませうけれども、船舶所有者等につきまして、従来から自分の過失によつて責任を負う場合というのは数が非常に少なかったわけでありませう、むしろそういう場合はなかつたかと思つたわけでありませう。

これはむしろ船長とかあるいは従業員の過失に基づいて使用者責任を負うというケースが大部分であつたわけでありませうから、実際上の影響はほとんどないというふうな考へておられます。むしろ、先ほど申しましたように、船長について責任制限することのできない範囲を拡大したということ、実際上の影響が出てくるのではないかと、いふふうに考へておられます。これもこの条約の内容をそのまま国内法の規定としたということは、申し上げるまでもないこととございませう。

○太田委員 さっきの、あらしが来て船が海難事故に遭うという可能性があることが大体わかつていながら、無謀にも出ていったものが今度の改正案の内容なんだというふうな、非常にわかりやすい説明があつたのですけれども、過失というのは何か例をとつて、それよりも範囲が狭いんだということ……。

○中島政府委員 過失ということになりますと、あらしはあらしといたしまして、目前に来ておるということではなくて、もっと注意を尽くせばあらしが来て危険であるということを知ることができたはずである、いろいろ情報を集め、検討を重ねたならば、通常人ならばそういう事情を知ることができたであろう、こういうことであらうかと思ひます。

無謀な行為といひますのは、もつとそれが、通常人ならばだれが見てもそういう判断に到達するはずではないか、余りにも注意の程度が不足しておつた度合いが強過ぎるじゃないか、こういう場合は故意といふことになるわけでありませう。結果の発生を認容してないといふ意味で故意ではないわけでありませうけれども、非常に故意に近づいていつた過失、こういうふうな申し上げてみようかと思ひます。

○太田委員 この条約の第十五条第三項に、ほかの締約国の国民が利害関係を有してない事故の場合に、別途責任制度を定めることができるというふうになつておるわけでありませう。つまり、これは内航船といひますか内航海運といひますか、そういう自国内での事故については、法律で別途定めることが許されるということにわざわざ明記してあるわけなんですけれども、今回の法改正の中でどこにそれが手当てをされているのか。

つまり、これは海難事故の場合と航空機の事故というものを比べてみるとよくわかるのですけれども、いま航空機事故が起つた場合には、外国航路の場合には二千万円を限度としてたとえ人命の補償をするというふうなことがあるわけですが、今月からだと思ひますけれども、例の日本航空の墜落事故に対する補償というものの関係はないのですけれども、青天井にする、二千万円で必ずしも打ち止めにならないで、たとえば一億円というケースも出てくるというふうな、国内の事故に対する責任のとりようというものは、航空関係では別々に考へられている。海難事故の場合にはそういうことがこれからきちんとされるのかどうかというところをお聞きしたいのです。

○中島政府委員 内航船の場合につきましては、旅客の損害について今回の法律の三条四項に規定

がございすが、「責任を制限することができない」といふふうにいまして、これは現行法も同様でありまして、人の死傷に対する保護をできる限り厚くするべきであるという基本的な考え方に基づくものであります。

先ほどの御質問に対する答弁を補足させていただきますけれども、責任限度額が引き上げられますことによつて、責任制限範囲内におさまる事件というものがふえてまいります。したがつて、過失の点が無謀な行為といふふうになつたといつても、責任限度額を超える事件といふものが減つてまいるのである。したがつて、責任制限をすることのできない事件といふものはいかにかわらず、責任限度を超える事件といふものが減つてくる、こういうことでございます。

○太田委員 もう一つ。
これは本来、先ほど冒頭に申し上げましたように、保険制度といふものが発達しているわけでありまして、なるべく保険でカバーしなくてはいかぬといふことが考え方のひとつである。ところが、前にこの条約の加入のときにもこれは問題になつたと思つて、制限債権の弁済の義務の履行によつて生ずる損害をてん補する保険契約の保険者は、被保険者と同様に責任を制限することができるといふことにこの条約ではなるわけでありまして、

そこで、被害者を保護するために、船主責任制限法制定当時と同様に、保険者に責任制限をしないよう行政指導するつもりがあるのかどうか。かつて、これは行政指導によつて、保険者の方の債権に対する責任制限を、責任制限が余り保険会社によつて悪用をされないように指導をするんだといふふうな答弁があつたように伺つておりますけれども、今回もこれと同じことをされるのかどうかというところをお伺いしたい。

○中島政府委員 確かに、前回の議事録などを見てみますと、御指摘のような答弁がされておるようでありまして、その後の状況を聞いてみますと、指導が必ずしも守られていないというよ

うな状況のようでございます。

それで、どうしてかということになるわけでありまして、この点につきましては、関係の政府機関が保険会社に働きかけていろいろ指導をしたわけでありまして、国内の保険会社は英国の保険会社に再保険を掛けておる、その英国の保険会社が、法定の損害賠償額以上の保険金をどうしても支払わない、こういう事情がありますために、国内の保険会社もそれ以上出すことができなかったというふうな事情があるということでありまして、

○太田委員 これはきょうどうのこのつとやうなことと、英国の再保険会社といふのが、国際的な保険システムについて本当に責任を負えないような状態にあるのか、つまり、いわば独占的な地位を持つてゐるのかもしれないけれども、独占的な地位を利用してそういうことになっているのか、その辺はいまはおわかりになりませんか。もしおわかりになりましたら、いま御答弁をいただきたいのですけれども、そうでなければ、後日、その辺よくお調べをいただきましてお願いしたいと思います。

○中島政府委員 直接の担当でございませぬので、ちよつとお答えをしかねるわけでございますので、当該関係の機関に伝達いたします。

○太田委員 では、きょうは結構でございます。どうもありがとうございました。

○羽田野委員長 次回は、来る六日火曜日午前十時理事会、午前十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会

昭和五十七年四月九日印刷

昭和五十七年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局